



皆様の生活にも関わる、知っているときっと役に立つ情報をお届けします

第23号 令和3年8月 発行



A COLUMN ～記事～

「オリンピックでのメダルラッシュ」～日本がんばれ

一年延期となった東京オリンピックが開催され、連日日本の選手が多くのメダルを獲得しています。人並外れた努力を重ねてきた人たちの活躍を見ると、勇気がもらえますね。今後も、多くの日本人の方に活躍してほしい限りです。

スポーツに限らず、どのようなことであれ、その道を究めるといのはとても難しいことです。年末になると、漫才のチャンピオンを決める大会などもやっておりますが、あの大会の決勝に出ている人たちも、もちろん人並外れた努力を積み重ねてきたのだらうと思います。どの業界でも、努力をすれば大きな成功を手に入れることができるという証明ですね。

ところで、努力を重ねる人には共通点があると思います。それは、目の前の現実から目を背けないということです。現実をきちんと直視できるからこそ、そのとき自分が置かれている現状や周りの状況を把握することが出来ますし、それにより初めて対応策を考えることができるのだと思います。努力を重ねるには、考えることが必須だということです。

自己の考えを持たず、周りに合わせたり、右にならえをすることはとても簡単です。しかし、このような人はきっと人並外れた努力を重ねるとい考えはないでしょう(周りに合わせるだけですからね)。また、少しでもルールから外れた事態が起こった場合に対応は出来ないのではないのでしょうか。

もちろん、周りに合わせるということも重要です。但し、自分で考えた上で、周りに合わせるのならいいですが、何も考えず、楽だから周りに合わせるというのは何も面白くないでしょうし、その人は成長しないことになるのではないのでしょうか。

最近、日本の国力が低下しているとよく耳にします。国力をアップさせるには、自分で考え、それに向かって努力を重ねる人を支えるシステムが必要だと感じます。



EXPLANATION ～解説～

動産譲渡・債権譲渡～太陽光事業を行う場合などに利用されます

金融機関が融資を行う場合に担保とするのは、通常は不動産です。金融機関は、不動産を担保に取り、債務者が返済できなくなった場合に優先弁済を受けるため、抵当権や根抵当権を設定します。しかし、担保に出来る不動産がない場合や不動産だけでは十分な担保価値がない場合もあります。

このような場合に利用されるのが動産譲渡・債権譲渡登記です。先ず、動産譲渡についてですが、これは債務者が有する動産の所有権を金融機関に譲渡しますが、債務者が占有を継続するというものです。このような譲渡の仕方を「占有改定」と呼び、第三者への対抗要件として認められています。

次に債権譲渡についてです。これは、債務者が他者に有する債権を金融機関に譲渡するというものです。この債権は、既に発生しているものでも、将来発生するものでも構いませんし、その二つが混合されていても大丈夫です。

動産譲渡・債権譲渡の登記について解説をしたいと思います。

1. 譲渡する動産・債権

動産についてですが、譲渡される動産は、個別の動産でも構いませんし、「～一式」のように集合体としての動産でも構いません。登記をする際、動産の名称の他、保管される住所なども登記をします。また、保管場所の名称なども登記可能です。動産の型式なども登記することが出来ますが、型式を登記事項とすると、後に同種の動産で型式が異なるものが保管された場合、その新しい動産については登記の効力が及ばなくなりますので、どの程度まで登記事項とするかは、きちんと考えなければなりません。

次に、債権についてです。先述のとおり、譲渡される債権は、既に発生しているものでも将来発生するものでも構いません。債権譲渡の場合、譲渡される債権の債務者(第三債務者といいます)は特定されていなければなりません。譲渡される債権は、種類(売掛債権や貸金債権など)を特定する必要があります。譲渡される債権の契約日は、登記上、特定してもしなくても構いません。

動産譲渡も債権譲渡も、登記上、発生原因を特定しなければなりません。多くは、譲渡担保になると思いますが、その他にも様々な発生原因があります。

2. 登記の必要書類

動産譲渡・債権譲渡登記の必要書類は、以下の通りです。

- ①. 譲渡人の印鑑証明書
- ②. 譲受人・譲渡人の登記事項証明書
- ③. 委任状

なお、譲受人・譲渡人が登記されている内国法人で、登記を申請した際にその法人の商業登記が申請されていなければ省略可能です。

3. 登記の管轄等

不動産登記や商業登記と違い、動産譲渡・債権譲渡登記の管轄は、東京都中野区にある法務局のみです。なので、登記をする場合、申請書と添付書面を郵送することになります。

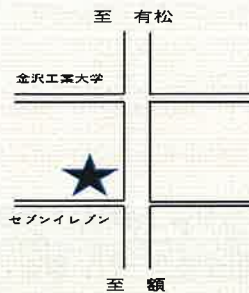
申請受付は、郵送で申請した場合には、郵便到着翌日の午前8時30分、窓口で申請した場合は、申請受付時となります。なお、オンラインでの申請も出来ますが、オンラインで申請をするには、譲受人・譲渡人の電子署名が必要となるため、利用されることは少ないでしょう。

登録免許税は、動産譲渡・債権譲渡ともに1件7500円です。

ご不明な点がございましたら当事務所へお問い合わせください。

司法書士・税理士・行政書士久田事務所

司法書士・税理士・行政書士
久田事務所
〒921-8812
野々市市扇が丘9番20号
扇が丘ビル106
TEL: (076) 227-8019
FAX: (076) 227-8061



〈業務内容〉

不動産登記	成年後見
相続手続	裁判書類作成
遺言作成	破産
商業登記	債務整理
定款認証	

当事務所では、随時「登記・相続・債務整理の無料相談」を実施しています
当事務所への質問・業務依頼・相談予約は電話又はメールでお願いします

✉ info@hisada-office.jp

<http://www.hisada-office.jp/>